

現 行	改 正 案
<p><u>(会議室の使用の申請)</u></p> <p>第4条 会議室(条例別表第1項の表に掲げる施設をいう。以下同じ。)を使用しようとする者は、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した使用許可申請書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 申請者の氏名又は名称、住所又は所在地及び電話番号並びに団体にあつては、<u>担当者の氏名(以下「申請者の氏名等」という。)</u></p> <p>(2) 使用日時、使用施設、使用附属設備、使用目的及び使用人数並びに入場料等徴収の有無(以下「使用日時等」という。)</p> <p>2 会議室を引き続き使用することができる期間は、5日間とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>3 第1項の規定による申請は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期間内に行わなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 市民公益活動団体(吹田市市民公益活動の促進に関する条例(平成14年吹田市条例第8号)第2条第2項に規定する市民公益活動団体をいう。以下同じ。)が会議室を使用しようとする場合 <u>使用しようとする日(引き続き2日以上使用しようとする場合は、その最初の日をいう。以下「使用日」という。)の3月前の日の属する月の初日から使用日の当日まで</u></p> <p>(2) 前号に規定するもの以外の者が会議室を使用しようとする場合 <u>使用日の属する月の前々月の初日から使用日の当日まで</u></p>	<p><u>(会議室の使用の申請)</u></p> <p>第4条 会議室(条例別表第1項の表に掲げる施設をいう。以下同じ。)を使用しようとする者は、市長が定めるところにより、<u>公共施設の使用許可に係る情報システムによる事前手続(以下「ウェブ申込み」という。)をしなければならない。</u></p> <p>2 <u>ウェブ申込みの区分は、次の各号に掲げるとおりとし、ウェブ申込みをすることができる期間は、それぞれ当該各号に定める期間とする。</u></p> <p>(1) 市民公益活動団体(吹田市市民公益活動の促進に関する条例(平成14年吹田市条例第8号)第2条第2項に規定する市民公益活動団体をいう。以下同じ。)の使用に係る抽選申込み <u>使用日の4月前の日の属する月の25日から末日まで</u></p> <p>(2) 市民公益活動団体の使用に係る先着申込み <u>使用日の3月前の日の属する月の2日の正午(1月にあつては、5日の正午)から使用日の当日まで</u></p> <p>(3) 市民公益活動団体以外の者の使用に係る抽選申込み <u>使用日の3月前の日の属する月の25日から末日まで</u></p> <p>(4) 市民公益活動団体以外の者に係る先着申込み <u>使用日の2月前の日の属する月の2日の正午(1月にあつては、5日の正午)から使用日の当日まで</u></p> <p>3 <u>抽選申込みをして当選した者及び先着申込みをした者は、当選又は先着申込みの日から7日以内(先着申込みの日から6日以内に使用する場合は、使用日の当日まで)に、次に掲げる事項を記載した使用許可申請書を市長に提出するとともに、使用料を納付しなければならない。この場合において、提出期限までに使用許可申請書の提出がなかったときは、その者の当選又は先着申込みは、なかったものとみなす。</u></p> <p>(1) 申請者の氏名又は名称、住所又は所在地及び電話番号並びに団体にあつては、<u>担当者の氏名(以下「申請者の氏名等」という。)</u></p> <p>(2) 使用日時、使用施設、使用附属設備、使用目的、使用人数及び入場料等徴収の有無(以下「使用日時等」という。)</p>

現 行	改 正 案
<p>(使用内容の変更)</p> <p>第8条 会議室の利用者は、<u>使用日時等の変更をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した使用内容変更許可申請書に使用許可書を添えて市長に提出し、その許可を受けなければならない。</u></p> <p>(1) } -----略-----  (2) }</p> <p>2 市長は、使用内容変更許可申請書を受け付けたときはこれを審査し、許可すべきものと認めるときは必要な条件を付し、使用内容変更許可書を交付する。<u>この場合において、変更によって使用料に不足が生じたときは、直ちに不足額を納付させるものとする。</u></p> <p>(会議室等の使用時間の超過)</p> <p>第9条 会議室及び附属設備の使用時間の<u>超過は、センターの運営に支障のない場合に限り許可する。</u></p> <p>2 -----略-----</p> <p>3 超過時間の計算は、30分以上1時間未満の端数は1時間とし、30分未満の端数は切り捨てるものとする。</p> <p>(使用の取消し)</p> <p>第10条 利用者は、センターの施設の使用を取り消そうとするときは、遅滞なく次に掲げる事項を記載した使用取消届に使用許可書<u>又は使用内容変更許可書</u>を添えて</p>	<p>4 <u>前3項の規定にかかわらず、公用で使用する場合その他市長が特別の事情があると認める場合の申請の手続は、市長が定める。</u></p> <p>5 <u>会議室を引き続き使用することができる期間は、5日間とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>(使用内容の変更)</p> <p>第8条 会議室の利用者は、<u>使用附属設備、使用目的、使用人数又は入場料等徴収の有無の変更をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した使用内容変更許可申請書に使用許可書を添えて市長に提出し、その許可を受けなければならない。</u></p> <p>(1) } -----略-----  (2) }</p> <p>2 市長は、使用内容変更許可申請書を受け付けたときはこれを審査し、許可すべきものと認めるときは必要な条件を付し、使用内容変更許可書を交付する。</p> <p>(会議室等の使用時間の超過)</p> <p>第9条 会議室及び附属設備の使用時間の<u>超過（第4条及び第6条に定める手続により許可を受けた使用時間と引き続く条例別表第1項の表に使用料の定めのある時間帯以外の時間に使用することをいう。）は、使用日の当日に限り申請することができるものとし、センターの運営に支障のない場合に限り許可する。</u></p> <p>2 -----略-----</p> <p>3 <u>超過時間の使用料の額を算定する場合における超過時間の計算は、30分以上1時間未満の端数は1時間とし、30分未満の端数は切り捨てるものとする。</u></p> <p>(使用の取消し)</p> <p>第10条 利用者は、センターの施設の使用を取り消そうとするときは、遅滞なく次に掲げる事項を記載した使用取消届に使用許可書<u>その他の市長が必要と認める書類</u></p>

現 行	改 正 案
<p>市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) }          { }          (3) }</p> <p>-----略-----</p> <p>(使用料の還付)</p> <p>第13条 条例第8条第4項ただし書の規定により使用料の還付を行う場合及びその割合は、次のとおりとする。</p> <p>(1) -----略-----</p> <p>(2) 会議室の利用者が使用日の7日前までに使用取消届を提出した場合 既納使用料の5割</p> <p>(3) <u>会議室の利用者が使用日の7日前までに使用内容変更許可申請書を提出し、市長が許可した場合において既納の使用料に過納が生じたとき 過納金の5割</u></p> <p>(4) 事務ブース等の利用者が取消月（取消しに係る期間の初日の前日の属する月の翌月以後の各月をいう。以下この号及び次号において同じ。）の4月前の月の20日までに使用取消届を提出した場合 取消月に係る使用料の10割</p> <p>(5) 事務ブース等の利用者が取消月の4月前の月の21日から取消月の前月の20日までの間に使用取消届を提出した場合 取消月に係る使用料の5割</p> <p>2 使用料の還付を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載して押印した使用料還付申請書に使用許可書<u>及び使用内容変更許可書又は使用取消届</u>を添えて市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) }          (2) }</p> <p>-----略-----</p> <p>(読替え)</p>	<p>を添えて市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) }          { }          (3) }</p> <p>-----略-----</p> <p>(使用料の充当及び還付)</p> <p>第13条 <u>会議室の利用者が使用取消届を提出した場合（既納の使用料がある場合に限る。）において、その者が納付すべき使用料があるときは、既納の使用料を納付すべき使用料に充当することができる。</u></p> <p>2 条例第8条第4項ただし書の規定により使用料の還付を行う場合及びその割合は、次のとおりとする。</p> <p>(1) -----略-----</p> <p>(2) 会議室の利用者が使用日の7日前までに使用取消届を提出した場合 既納使用料（<u>充当をしたときは、その額を控除した額</u>）の5割</p> <p>(3) 事務ブース等の利用者が取消月（取消しに係る期間の初日の前日の属する月の翌月以後の各月をいう。以下この号及び次号において同じ。）の4月前の月の20日までに使用取消届を提出した場合 取消月に係る使用料の10割</p> <p>(4) 事務ブース等の利用者が取消月の4月前の月の21日から取消月の前月の20日までの間に使用取消届を提出した場合 取消月に係る使用料の5割</p> <p>3 使用料の還付を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載して押印した使用料還付申請書に使用許可書<u>その他の市長が必要と認める書類</u>を添えて市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) }          (2) }</p> <p>-----略-----</p> <p>(読替え)</p>

現 行	改 正 案
<p>第22条 指定管理者がセンターの管理を行う場合におけるこの規則の規定の適用については、<u>第4条</u>、第5条第1項及び第4項、第6条第1項、第7条第1項及び第3項、第8条、第10条、<u>第13条第1項</u>並びに第17条中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。</p>	<p>第22条 指定管理者がセンターの管理を行う場合におけるこの規則の規定の適用については、<u>第4条第3項及び第5項</u>、第5条第1項及び第4項、第6条第1項、第7条第1項及び第3項、第8条、第10条並びに第17条中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。</p>